

## 本巢市新庁舎広告付窓口番号案内システム設置事業 仕様書

この仕様書は、本巢市役所新庁舎に設置する広告付き窓口番号案内システム（以下、「案内システム」という。）に関し、必要な事項を定める。

### 1 事業期間

システム運用開始日（新庁舎の供用開始日）から5年間とする。

ただし、システム運用開始日までに、機器調整や操作説明を実施すること。

また、市と設置事業者（以下、「事業者」という。）の間で合意したときは、事業期間を延長することができる。

### 2 設置場所

本巢市役所 新庁舎1階（詳細は別紙図面のとおり）

### 3 設置時期

令和6年4月以降（市と事業者が協議して決定する）

### 4 運用開始日

令和6年7月16日予定

### 5 設置機器仕様等

設置する機器等は次に定めるとおりとする。機器等の数量や機能については最低条件であるため、この条件を上回る提案については、市と協議の上変更することができるものとし、プロポーザルにおける評価についても考慮することとする。

#### (1) 受付番号発券機（1台）

ア 来庁者の手続内容に応じて番号札を発券できること。

イ 表示内容の変更が可能なタッチパネル式番号発券機とする。1つのシステムで1階層に窓口業務区分（8以上）に合わせた番号札を発券できる階層式とし、最大50業務以上に対応していること。なお、業務区分については市と協議の上決定するものとする。

ウ ディスプレイに、各業務の待ち人数の表示ができること。

エ マルチリンガルでの表示ができること。

オ 設置位置や方法、表示内容等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。なお、設置後でも必要に応じ容易に表示内容を変更できること。

(2) 個別表示器 (8台)

- ア 呼出操作器からの番号呼出操作に連動して表示器に呼出番号を表示できるものとする。
- イ 各窓口のカウンター上に、設置用のポール等を用いて設置できること。
- ウ 表面に呼出番号が表示でき4桁まで対応していること。
- エ 呼び出し音は表示器一体、別スピーカどちらでも可とするが、マルチリンガル対応が可能であること。
- オ 設置位置や方法、表示内容等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。

(3) 呼出操作器 (8台)

- ア 受付番号発券機及び番号表示モニターと連動させること。
- イ タッチパネル式で操作性に優れたものとする。有線か無線かは問わない。
- ウ 順番呼出、再呼出、取消し、任意番号呼出等の機能を有していること。
- エ 職員向けに業務別待ち人数及び待ち時間などの窓口の対応状況が表示できること。
- オ 設置位置や方法、表示内容等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。

(4) 番号表示モニター (2台)

- ア モニター寸法は50インチ程度の薄型とし、広告掲載モニターと一体として天井から吊り下げること。
- イ 窓口毎に呼出をする呼出操作器と連動して、受付番号を表示(最大4桁まで)でき、明瞭かつ視認性に優れたものであること。
- ウ 呼び出された者の番号、案内先の窓口番号、呼び出されたが不在で未対応の者の番号、待ち人数等がわかりやすく表示されること。
- エ 番号呼出時の音声案内及び音量調整機能があること。
- オ 設置位置や方法、表示内容等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。

(5) 職員用モニター (1台)

- ア モニター寸法は50インチ程度の薄型とし、壁掛けができるものとする。
- イ 明瞭かつ視認性に優れたものであること。
- ウ 全体の待ち人数、総処理件数、各業務の待ち人数、最大待ち時間がわかりやすく表示されること。
- エ 設置位置や方法、表示内容等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。

(6) 広告掲載モニター（2台）

- ア 番号表示モニターと同型とし、番号表示モニターと一体として天井から吊り下げること。
- イ 音量は無音を基本とするが、必要に応じて音が出せるよう音量調整機能を有し、市が音量調節の操作をできるものとする。
- ウ 放映時間は窓口業務時間（平日午前8時30分から午後5時15分）とする。ただし、必要に応じて放映時間を変更できること。
- エ 行政情報についても市から提供したデータをもとに編集し、広告と組み合わせて放映できること。放映する映像はあらかじめ市の審査を受けること。
- オ 全放映枠のうち、10分の1以上を行政情報枠として確保できるシステムとすること。
- カ 設置位置や方法、表示内容等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。

(7) その他

- ア 機器の管理や集計・統計等に必要なパソコン等の周辺機器の他、接続ケーブル、固定用具等の必要なものを用意・設置すること。なお、集計・統計に必要な情報として、曜日、時間帯、業務毎の受付件数、待ち時間、処理時間の集計が、当日、1週間、1ヶ月、年でおこなえ、集計・統計情報がCSV等で出力できることとする。
- イ 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。
- ウ 電力は、AC100Vを使用すること。
- エ 機器等の設置にあたっては、災害時の避難誘導及び庁舎の維持管理の支障とならないようにすること。
- オ 機器等の転倒や落下、破損等を防止するなど、安全対策を十分に施すこととし、万が一、転倒、落下等により第三者に損害を及ぼした場合には、事業者の責任において補償をおこなうこと。このため、損害賠償保険に加入する等の対応をとること。
- カ 設置工事にあたっては、市と協議の上その指示に従うこと。維持管理、保守においても同様とする。
- キ 設置期間終了後は設備の撤去をおこない原状回復すること。ただし、市との協議により撤去の必要がないと認められた場合はこの限りではない。

6 維持管理等

- (1) 事業者はシステムの円滑な運用のため、定期的な点検、清掃等をおこなうこと。
- (2) 事業者はシステムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。
- (3) 事業者はシステムを使用する職員に対し、その操作等について研修をおこなうこ

- と。また、市からの問い合わせには速やかに対応できる体制を整備すること。
- (4) 事業者はシステムの操作のマニュアルを作成し、市に提供すること。

## 7 費用負担等

- (1) 事業者は本仕様書に示す機器等及び付属備品の調達一式を負担する。但し発券番号機に設置するロール紙については、市の負担とする。
- (2) 事業者は機器等の設置、維持管理、保守、移動、撤去に伴う費用（配線作業、原状復帰作業を含む）を負担する。
- (3) 事業者は広告掲載モニターについて、本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づいた使用料及び広告掲載モニターに係る電気料金相当額を含め提案する広告料を負担する。なお使用料の積算対象となる面積は広告掲載モニターの表示面積とする。
- （参考 新庁舎 1 m<sup>2</sup>辺り目的外使用料 概算 20,000 円/m<sup>2</sup>）

## 8 広告の審査、放映条件等

- (1) 広告の放映にあたっては、本巢市有料広告掲載要綱の規定を遵守すること。
- (2) 広告掲載モニターにより放映することができる広告は、広告主、広告内容等を市の審査委員会においてあらかじめ審査し、その承認を得たものでなければならない。
- この場合において、事業者は必要な資料を市の指定する期日までに提出すること。
- (3) 広告の放映中であっても、上記の要綱に規定する広告掲載の基準等に適合しない事が判明したときは、速やかに該当する広告の放映を中止するものとする。
- (4) 事業者は、広告主の募集、広告内容の製作・放映、広告主との調整等に係る一切の業務を行うこと。
- (5) 広告内容に関する苦情、その他問題が発生したときは、受託者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかな解決に努めること。

## 9 その他

- (1) 企画提案をおこなった項目やプレゼンテーション・質疑応答内容について、市担当者と協議のうえ、本仕様書に加えるものとする。
- (2) 本業務を遂行するうえで、知り得た情報及び本業務に係る内容は、市の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- (3) 行政財産目的外使用料及び広告料は市の発行する納付書により納付すること。
- (4) 事業者は、行政財産を許可の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (5) 事業者は、使用財産の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を

得ること。

- (6) 事業者は、使用財産の原状を変更したときは、市長が認めるものを除くほか、返還の際これを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。
- (7) 次に掲げる事由が生じたときは、市はその使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。
  - ア 市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
  - イ 使用料等を滞納したとき。
  - ウ 管理が良好でないとき。
  - エ その他使用許可の条件に違反したとき。
- (8) 前項の規定による使用許可の取消しによって生じた損害について市は賠償の責めを負わない。
- (9) 事業者は、その管理上の瑕疵による事故等については、一切の責めを負うこと。
- (10) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ業務を遂行するものとする。